

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(9) 子育て世帯への臨時特別給付金

支援内容	18歳以下（高校3年生まで）の子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金として、児童一人あたり10万円を支給します。
対象者	①9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者 ※令和2年中の所得が児童手当の「所得制限限度額」以上である方は対象となりません ②令和3年9月以降に離婚等が発生し、新たに児童の主たる生計維持者となった者→「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）として申請可
申請手続に必要なもの	◆①について 【公務員以外の児童手当受給者】 申請不要 【公務員世帯】 ・児童手当を所属庁から受給することがわかる書類（申請期限に間に合わない場合は添付省略可能） ・新生児の住民票所在地が津山市外の場合⇒その児童の世帯の住民票など ◆②について 【公務員以外の児童手当受給者】 ・個別に申請書を発送済み。添付書類は無し。 【公務員世帯】 ・児童手当を所属庁から受給することがわかる書類 ・令和4年2月28日までに離婚等をしたことがわかる書類 ・児童の住民票所在地が津山市外の場合⇒その児童の世帯の住民票 【高校生世帯】 ・令和4年2月28日までに離婚等をしたことがわかる書類 ・児童の住民票所在地が津山市外の場合⇒その児童の世帯の住民票 ※詳しくはお問い合わせ下さい
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） ※①の新生児分のみ、各支所・出張所でも受付可 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 申請期限：令和4年4月28日（木）必着
問い合わせ先	津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係 （電話）0868-32-2065
備考	